

アイ・イーグループ レンタルサービス利用規約

第1条（約款の適用）

株式会社アイ・イーグループ（以下「当社」という。）は、アイ・イーグループ レンタルサービス利用規約（以下「本規約」という。）を定め、本規約に基づき、当社に本商品（第2条にて定義する。）の貸与に関する契約（以下「本契約」という。）を申し込んだ申込者（以下「お客様」という。）に対して、本商品を貸与（以下「本サービス」という。）する。

第2条（定義）

当社がお客様に対して貸与する商品は、当社指定の別紙に定める商品（以下「本商品」という。）とする。

第3条（審査）

お客様は、当社の定める方法により、当社所定の申込書（以下「本申込書」という。）により本サービスを申込みのものとし、当社所定の審査により適当と判断された場合に限り、本商品を借り受けることができるものとする。

第4条（支払期日・支払方法等）

お客様は、本申込書に定める本サービスの料金を、本申込書に定める支払期日・支払方法等に基づき、当社に対して支払うものとする。尚、お客様が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとする。

第5条（納入）

当社は、本契約に基づき、お客様が指定する場所に本商品を納入するものとする。

第6条（検査）

1. お客様は、当社が本商品を納入したときより3日以内（以下「検査期間」という。）に本商品の検査を行い、本商品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを発見した場合、当社に対し通知するものとする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を当社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。

第7条（所有権）

本商品の所有権は、当社又は当社指定先に帰属するものとする。

第8条（遅延損害金）

当社は、お客様が本契約に基づく料金その他の債務の支払を遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、1年を365日とする年率14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとする。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとする。

第9条（第三者委託）

当社は、本商品の納入に関する業務及び本サービスの代金を集金する業務、その他本サービスに関する業務を、当社の指定する第三者に対して委託することができるものとする。

第10条（危険負担）

本商品の納入前に本商品の滅失又は毀損が生じた場合は、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社が危険を負担するものとし、納入後に生じた滅失又は毀損が生じた場合は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

第11条（契約不適合等）

1. 当社のお客様に対し、引渡し時において本商品が正常な性能を備えていることのみを担保し、本商品の商品性またはお客様の使用目的への適合性その他本商品の品質等については担保しないものとする。
2. 本商品の検査合格後、本商品の品質等は本契約の内容に適合し、かつ、瑕疵のない状態でお客様に引渡されたものとみなし、お客様は、当社に対し、本商品と同等の性能を有する代替物件の引渡し、本商品の修理、不足分の引渡し、本サービスの料金等の免除及び減額、損害賠償の請求並びに本契約の解除をすることができないものとする。

第12条（責任の制限）

当社は、本サービスに関して、当社の故意または重過失によりお客様に損害が生じた場合は、お客様が被った直接的な損害のみ賠償するものとする。

第13条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、当社が本契約に基づく債務の一部又は全部を履行できない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 14 条（本サービス・約款の変更）

1. 当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約の内容を変更することがあるものとする。この場合、お客様は本料金その他提供条件において、変更後の規約の適用を受けるものとする。
2. 当社は、本規約の変更を行うときは、変更を行う旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに当社 Web サイトへの掲載その他第 18 条で定める方法により、お客様に対して通知します。

第 15 条（権利譲渡の禁止）

お客様は、本契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供する等一切の処分をしてはならないものとする。

第 16 条（損害賠償）

お客様が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとする。）等を全額賠償する責任を負うものとする。

第 17 条（通知）

1. 当社からお客様への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとする。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）にお客様に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点でお客様に到達したものとみなすものとする。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点でお客様に到達したものとみなすものとする。
3. お客様が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとする。

第 18 条（報告義務）

1. お客様が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとする。
2. お客様が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとする。

第 19 条（秘密保持）

お客様は、本契約に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとする。

第 20 条（期限の利益の喪失）

1. お客様が、以下の各号のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対し、本契約に基づく債務全額を直ちに支払わなければならないものとする。
 - ① 本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - ② 第三者から差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てを受け、又は、受けることが明白であるとき。
 - ③ 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始を自ら申し立て、又は、第三者から申し立てられたとき。
 - ④ 支払停止もしくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、又は、手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
 - ⑤ 営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - ⑥ 解散決議をしたとき。
 - ⑦ 当社に対する金銭債務その他の債務の履行を一度でも遅滞したとき。
 - ⑧ 財務状態が著しく悪化し、又は、その恐れがあると認められるとき。
 - ⑨ 消耗品（インク、トナー、部品等）を当社が指定したもの以外を利用したとき。
 - ⑩ 保証金の支払い催告があったにもかかわらず、これを支払わないとき。
 - ⑪ 担保の追加を必要とする事情が発生し、当社が利用者にとこれを求めたにもかかわらず、これに応じたとき。
 - ⑫ 信頼関係を著しく毀損したとき。
 - ⑬ 当社の名誉、信用を失墜させ、もしくは重大な損害を与え、又は、その恐れがあるとき。

- ⑭ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
 - ⑮ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
 - ⑯ 関係法令に抵触し、又は、監督官庁等からの指示、指導、勧告もしくは立ち入りを受けたとき、又は、そのおそれがあるとき。
2. 当社は、お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、事前の通知又は催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。尚、当該契約が終了した場合、お客様は、当社が本商品の撤去作業を行う場合は、それに最大限協力しなければならないものとする。

第 21 条（修繕、保守等）

1. お客様は、善良なる管理者の注意をもって本商品を保全、使用し、その方法の如何を問わず本商品の加工もしくは改造をしてはならないものとする。また、お客様の責任と負担で本商品の点検整備を行うものとし、お客様の故意・過失により本商品が損傷等を受けたときは、その原因の如何を問わずお客様の責任と負担により修繕、修復を行うものとする。
2. お客様は、本商品に紛失・滅失・盗難等が生じた場合、本商品の代金相当額を当社に支払う義務を負うものとする。また、お客様から当社に対して当該支払いを行うことにより、お客様は当社から新たに本商品を借り受け、契約期間満了日まで継続利用できるものとする。

第 22 条（解約）

1. お客様は、当社が指定する方法により、本契約を解約することができるものとする。
2. お客様は、前項に定める方法により、解約手続きが完了した場合、別途当社が定める日において、本サービスの解約が成立するものとする。

第 23 条（契約終了後の措置）

1. お客様は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとする。
2. お客様は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、本商品を当社に対し、当社の指定する方法により返却するものとする。
3. お客様は、理由の如何を問わず本契約が終了し、本商品の設置場所に関し原状回復を行う必要がある場合、自己の責任と費用負担によりこれを行うものとする。

第 24 条（契約期間等）

1. 本契約の最低利用期間は、本申込書に定める通りとする。また、最低利用期間満了日の1ヶ月前までに、お客様から解約の意思表示がない場合は、本契約は自動的に同一条件で1ヶ月更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 本契約が最低利用期間中に終了した場合、お客様は、違約金として、本申込書に定める金額を当社に対して支払わなければならないものとする。

第 25 条（債権の譲渡）

1. 当社は、当社が利用契約に基づきお客様に対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、お客さまはあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があります、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含む。）に同意するものとする。
2. 前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含む。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」という。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の利用契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべてのお客様の情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものし、お客様はあらかじめこれに同意するものとする。

第 25 条（準拠法及び合意管轄）

本契約の準拠法は日本国法とする。また、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第 26 条（信義誠実の原則）

本規約に規定なき事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし、お客様及び当社は協議の上、これを解決するものとする。

以上

制定日：2020年10月 1日
改定日：2024年8月1日

(別紙1)

当社がお客様に対して貸与する本商品は、以下に定めるとおりとし、本サービスの概要についてはそれぞれ別紙にて定めるとおりとする。

◇本サービス概要

①「SoW」

高速かつセキュリティ強化された Wi-Fi 環境とテレワーク環境を実現する商品をいい、申込方法及び利用方法等については、当社指定の申込書に基づくものとする。

②「スリホサービス」

当社が提供するスリホのプリンタ及び複合機などの商品に関するレンタルサービスをいい、別紙2の内容が追加で適用されるものとする。

以上

(別紙2)
スリホサービス 詳細

1. 概要

スリホサービス（以下「本サービス」という。）とは、当社が提供するスリホのプリンタ及び複合機などの商品（以下「本商品」という。）に関するレンタルサービスをいう。

2. 申込・利用方法

本サービスの申込及び利用方法については、本規約（別紙を含む。）の定めるとおりとし、本商品を借り受けるものとする。なお、お客様が借り受けた本商品の契約内容（以下「個別契約」という。）は、申込書に基づくものとし、本規約と個別契約が矛盾・抵触した場合は、個別契約に拠るものとする。

3. 支払期日・支払方法等

本規約の定めるとおりとする。

4. 転貸禁止

お客様は、本商品及び本サービスの利用に伴い当社が貸渡した物品を第三者に転貸できないものとする。

5. 保証金

当社は、お客様の将来の支払いに不安が生じた場合には、保証金の支払を求めることができるものとする。なお、お客様は正当な理由なく当社によるこの支払いの請求を拒むことができないものとする。

6. 解約

本規約に定める他、本規約の定めに関わらず、製品の廃盤又は大きな（2割以上）価格変動等が生じた場合、当社は本契約を中途解約することができるものとする。なお、本規定による解約の場合は、当社は、お客様に損害が生じた場合であってもその責めを負わないものとする。

7. 違約金

1. 契約期間の途中でお客様の申し出により機種変更及びプラン変更をする場合は、お客様は当社に対し、契約変更手数料を支払うものとする。
2. お客様が契約期間の途中で解約する場合、お客様は当社に対して、解約金を支払うものとする。
3. 本商品の紛失・盗難やお客様の故意による破損・故障等が生じた場合、解約後指定期日までに返却の確認が取れない場合は、お客様は当社に対し、違約金を支払うものとする。

8. 反社会的勢力の排除

1. お客様は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
 - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、および、過去5年以内に反社会的勢力でなかったこと。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
 - ③ 反社会的勢力を利用しないこと。
2. お客様は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証する。
 - ① 当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為
 - ② 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ④ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ⑤ 前各号に準ずる行為
3. お客様は、本サービス利用者が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報および当社の報告に必要な協力を行うものとします。
4. 当社は、お客様に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含む。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約に基づく契約等その他お客様と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとする。なお、本項による解除が行われた場合であっても、お客様は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、お客様に対する損害賠償請求は妨げられないものとする。

9. 修繕・保守等

本規約に定める他、お客様は、善良なる管理者の注意をもって本商品を利用するものとする。

- ① お客様は、本商品を改造及び複製、当社の貸出物品以外の使用はしてはならない。

- ②お客様は、本商品に対する消耗品（インク、トナー、部品等）は、当社又は当社指定先より支給もしくは販売されたもののみを利用しなければならない。

10. 免責

1. 当社は、以下に定める事項に起因または関連してお客様に生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。
 - ①本商品の使用方法の誤りにより生じた事項による損害
 - ②故障その他事情により（メンテナンス作業実施時も含む。）本商品が、使用困難な状態発生より5営業日を超えない範囲で使用できなかったことにより生じた損害
 - ③本サービスの内容の一部又は全部を変更または廃止したことにより生じた損害
 - ④第三者の利用の行為によって生じた損害
 - ⑤当社以外の第三者による不正な行為により生じた損害
 - ⑥本サービス利用時にコンピューター・ウイルスなど有害なプログラムに感染したことなどによって、コンピューター、回線、ソフトウェア等に生じた損害
2. 当社は、前項の定めその他、本サービスに関連してお客様が被った損害について、当社に故意又は重過失ある場合を除き、一切賠償の責任を負わない。なお、消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他当社の損害賠償責任を明晰する規定にかかわらず当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、お客様に現実に発生した、直接かつ通常の損害の賠償のみに限るものとし、かつ、損害賠償の額は、損害の事由が生じた時点から遡って過去6ヶ月の間に当該利用者から支払われた本サービスの利用料金に相当する額を上限とする。

11. サポート

当社は、当社とお客様との本サービスの利用契約が続く限り、本商品のサポートを行う。なお、サポートについては株式会社C-min dが対応するものとし、サポート内容については「スリホレンタルサービス契約約款 (<https://suriho.co.jp/terms/>) に準ずるものとする。

以上